「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」への

対応について

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布されました。本省令によって「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（以下「水銀産廃等」という。）が定義され、平成29年10月1日に施行されます。

　これにより水銀産廃等には処理基準が追加されたことから、許可証等への明記などが必要になります。

◎熊本県の対応方針

　10/1以降、許可証の発行や書き換えを行う機会（新規・更新・変更許可、変更届に伴う書き換え）があった場合、水銀産廃等の取扱いについても確認のうえ、許可証に反映して新しい許可証を交付します。

　産業廃棄物収集運搬業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1以降も引き続き取り扱う場合は、平成34年9月30日までは上記のような許可証の書き換えの機会が無くとも変更届及び添付書類を提出して頂くことにより、新しい許可証を交付します。

　産業廃棄物処分業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1以降も引き続き取り扱う場合は、現地を確認し対応を個別に協議します。

　なお、平成34年10月1日以降は、原則変更許可の対象とします。

１　届出窓口

（１）本社が熊本市内及び熊本県外の場合

　　熊本県循環社会推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1、096-333-2278）

（２）本社が熊本県内（熊本市内を除く）の場合

　　管轄の保健所（次ページに一覧あり）

２　届出方法

（１）届出時間

　平日の9時～17時に窓口まで持参（事前にご連絡をお願いします）又は　郵送

　　※収集運搬業（積替保管あり）及び処分業の届出にあたっては、事前に御相談ください。

　　※郵送の場合事前の連絡は不要ですが、後日書類の追加や修正を求める場合があります。

（２）提出部数

　正副2部（副は届出者の控えとなります）

　　※郵送での提出の場合、副本及び許可証返信用の封筒の同封をお願いします。

届出窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 有明保健所 | 玉名市岩崎1004-1 | 0968-72-2184 |
| 山鹿保健所 | 山鹿市山鹿465-2 | 0968-44-4121 |
| 菊池保健所 | 菊池市隈府1272-10 | 0968-25-4156 |
| 阿蘇保健所 | 阿蘇市一の宮町宮地2402 | 0967-24-9030 |
| 御船保健所 | 上益城郡御船町辺田見400 | 096-282-0016 |
| 宇城保健所 | 宇城市松橋町久具400-1 | 0964-32-1147 |
| 八代保健所 | 八代市西片町1660 | 0965-32-6121 |
| 水俣保健所 | 水俣市八幡町2-2-13 | 0966-63-4104 |
| 人吉保健所 | 人吉市寺町12-1 | 0966-22-3107 |
| 天草保健所 | 天草市今釜新町3530 | 0969-23-0172 |

３　必要書類　※必要に応じて追加や修正をお願いすることがあります。

（１）収集運搬業（積替保管なし）

　①様式第11号（変更届出書）

　②取り扱う水銀産廃等ごとに、破砕することの無いよう、また、他の物と混合するおそれの無いようにするための措置（許可申請に伴う添付様式第1～5,7面）

　③届出者の許可証原本

（２）収集運搬業（積替保管あり）

　①様式第11号（変更届出書）

　②取り扱う水銀産廃等ごとの保管施設の所在地、敷地内配置図、施設の平面図、写真等

　③取り扱う水銀産廃等ごとに、破砕することの無いよう、また、他の物と混合するおそれの無いようにするための措置（許可申請に伴う添付様式第1～5,7面）

　④届出者の許可証原本

（３）処分業

　①様式第11号（変更届出書）

　②取り扱う水銀産廃等ごとの保管施設の所在地、敷地内配置図、施設の平面図、写真等

　③水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように講ずる措置

　④水銀の回収が義務づけられている水銀産廃等を取り扱う場合は、水銀の回収方法、中間処理後の残渣の処分等方法（取り扱わない場合は、その旨明記すること。）

　⑤水銀の回収が義務づけられていない水銀産廃等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法、中間処理後の残渣の処分等方法

　⑥水銀産廃等を埋立処分する場合は、固型化や不溶化の方法等

　⑦施設の平面図、写真等

　⑧機器のカタログ及び処理能力

　⑨届出者の許可証原本

　※現地を確認します。